

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館で使用する電気の調達に関する一般競争入札公告

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館で使用する電気の調達について、一般競争入札を行うので、公益財団法人 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館定款第44条の規定により公告する。

令和7年12月23日

公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
代表理事 常田 佐久

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館電気需給契約

予定数量 1,046,000kWh

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による

(3) 供給期間

令和8年4月1日0時00分から令和9年3月31日24時00分まで

(4) 履行場所

岐阜県各務原市下切町5丁目1番地

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）又は各務原市競争入札参加者名簿に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（以下「措置要領」という。）若しくは岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、又は各務原市から競争入札参加資格停止措置要綱（以下「措置要綱」という。）若しくは各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、一般競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと、又は措置要領若しくは措置要綱の別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 本公告に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 問い合わせ先

〒504-0924 岐阜県各務原市下切町5丁目1番地

公益財団法人 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館事務局

電話番号 058-386-8500

FAX 番号 058-386-9912

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月15日（木）まで（休館日を除く）

午前10時から午後5時まで

イ 交付場所

3の（1）に同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は上記3の（1）まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 競争入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の（1）まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

入札参加資格確認申請書は、3の（2）の入札説明書交付時に様式を示すものとする。

イ 提出期限 令和8年1月15日（木）正午（必着）

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和8年1月22日（木）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和8年1月29日（木）午前10時30分から

イ 場 所 岐阜県各務原市下切町5丁目1番地

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 ウエルカムルーム

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の（4）のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の（1）に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額（以下「端数切捨て」という。））を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当

する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則（以下「規則」という。）第114条に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「入札書比較価格」という。）の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者とする。

なお、最低制限価格は設定しない。

また、落札者がないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電報による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) その他詳細は、入札説明書による。